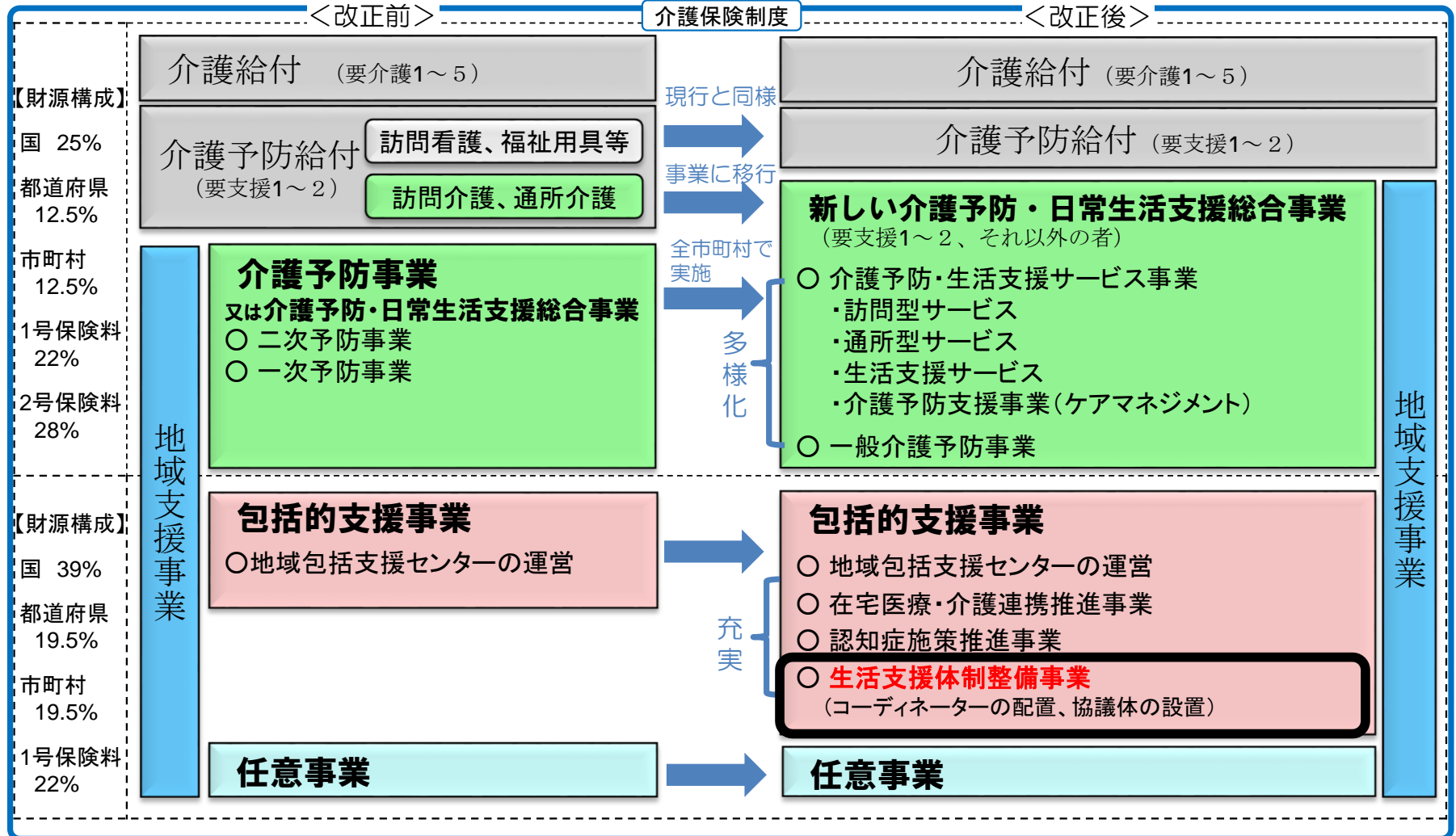


生活支援体制整備事業について

(生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置)

地域支援事業の全体像

(厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業」ガイドライン一部変更)



○生活支援体制整備事業は、単身や高齢者のみ世帯、認知症高齢者が増加する中、これまでの介護保険サービスだけでなく、地域サロンや、住民同士の見守り、ゴミ出しといった助け合い活動を拡げる必要があり、介護保険法の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業の実施とともに、この地域での住民同士の生活支援サービスを推進するため、市の事業として実施することが義務づけされた。

生活支援体制整備事業について

○生活支援体制整備事業は、生活圏域ごとに**生活支援コーディネーターの配置**と**協議体を設置**し、多様な主体による生活支援体制の充実・強化など、地域における支え合いの体制づくりを推進するとともに、高齢者の社会参加や生きがい、介護予防を一体的に推進していくことを目的に実施する。

①地域のネットワーク構築

地域住民の参加

サロン・住民同士の助け合い(生活支援)

- ニーズに合った多様なサービス種別
- 住民主体、NPO、民間企業等多様な主体によるサービス提供

- ・地域サロンの開催
- ・見守り、安否確認
- ・外出支援
- ・買い物、調理、掃除などの家事支援
- ・介護者支援 等



生活支援の担い手としての社会参加

元気高齢者の社会参加

- 現役時代の能力を活かした活動
- 興味関心がある活動
- 新たにチャレンジする活動

- ・一般就労、起業
- ・趣味活動
- ・健康づくり活動、地域活動
- ・介護、福祉以外のボランティア活動 等

②地域資源の開発



生活支援コーディネーター

バックアップ

【役割】

- ①地域のネットワーク構築
- ②地域資源の開発
- ③支援ニーズとのマッチング

協議体の設置: 行政・まちづくり協議会・地域包括・NPO・学区社協・地域サロン運営者・民生委員児童委員などが参加
地域課題や情報を共有、生活支援の提供主体間の連携強化を行い、生活支援コーディネーターをバックアップ

本市の実施方法について

委託により実施

①委託内容について

- ・多様な主体による生活支援体制の充実・強化
- ・地域における支え合いの体制づくりを推進
- ・高齢者の社会参加や生きがい・介護予防を一体的に推進

- 生活支援コーディネーターの配置
- 協議体の設置・運営

②委託先について 草津市社会福祉協議会に委託

【委託理由】

- ・中間支援組織であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる。
- ・既に「地域サロン」や「地域支え合い運送」の立ち上げ・運営支援をしており地域福祉のノウハウがある。
- ・学区社協や民生委員児童委員、地域で活動する社会福祉法人やボランティア団体との地域に根ざしたネットワークがある。
- ・学区の医療福祉を考える会議を通じて、地域包括支援センターとの連携関係も構築されている。
- ・ボランティアの養成経験を活かし、様々な分野で高齢者のいきがいや社会参加につなげることができる。

③委託開始時期 平成29年4月1日～

④生活支援コーディネーターの配置について

- ・平成29年4月1日から 新たに2名の生活支援コーディネーターを配置
- ・在職する職員を含む複数の体制により事業を展開

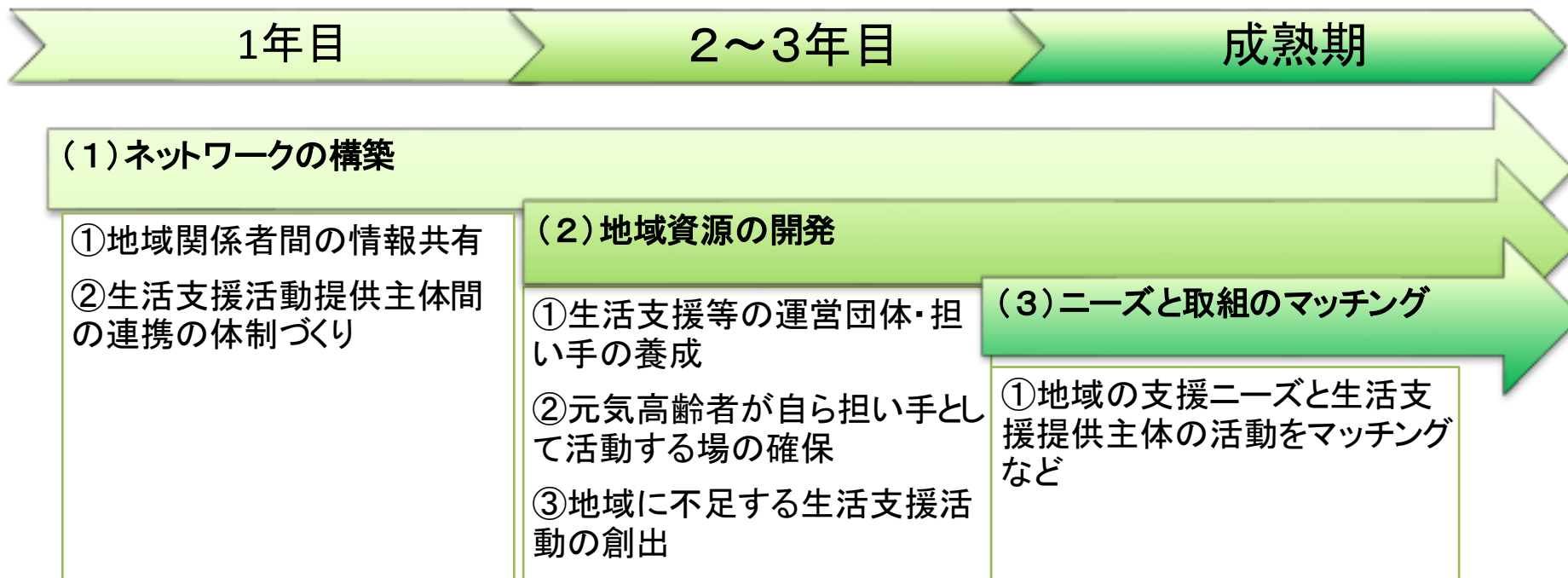
⑤協議体の設置・運営について

- ・地域的なつながりを重視し、小学校区を活動エリアとして協議体を設置・運営

生活支援コーディネーターの活動内容と協議体の設置について

- 地域サロン等の訪問相談や「学区の医療福祉を考える会議」の立ち上げ支援等を通じて、地域におけるネットワークを構築。
- 協議体の設置・運営を通じて、地域資源の開発、ニーズのマッチング。

<1 学区あたりの進捗イメージ>



<協議体の設置に向けた取組み予定>

		年 度			
		H28	H29	H30	H31
各学区の動き	学区の医療福祉を考える会議 (※立ち上げ支援)	5学区	3学区		
	学区の医療福祉を考える会議の稼働	9学区	2学区	3学区	
	協議体の設置	----	9学区	11学区	14学区